

神奈川県内各市の「最低制限価格」の設定状況について

平成12年（2000年）3月16日調査

| 自治体名 | 最低制限価格の率 | 低入札価格調査制度導入 | 平均落札率 |
|------|------------------------|---------------------|-------|
| 横浜市 | 70% ~ 85% | 24億3千万円以上(wto)に適用 | 95.5% |
| 川崎市 | 85% | wto 関係工事・公募型一般競争に適用 | 95.9% |
| 相模原市 | 80%(下水工事は75%) | 1億円以上の工事に適用 | 84.8% |
| 平塚市 | 85% | 検討中 | 94.0% |
| 鎌倉市 | — | 全工事に適用 | 88.4% |
| 藤沢市 | 77%(土木関係) 85%(建築関係) | 1億円以上の工事と解体工事 | 96.8% |
| 小田原市 | 75% | 検討中 | 95.9% |
| 茅ヶ崎市 | 80% | 1億5千万円以上の工事 | 95.0% |
| 厚木市 | 80%(土木関係) 85%(建築関係) | 検討中 | 90.0% |
| 大和市 | 80% ~ 85% | 未定 | 94.0% |
| 秦野市 | 66.7% ~ 85% | 未定 | 96.0% |
| 海老名市 | 設定しない | 検討中 | 84.4% |
| 座間市 | 66.7% ~ 85% | 1億5千万円以上の工事 | 81.7% |
| 伊勢原市 | 80% | 未定 | 95.0% |
| 南足柄市 | 75% ~ 85% | 試行で数本実施 | 公表せず |
| 綾瀬市 | 66.7% ~ 85% | 未定 | 93.0% |
| 逗子市 | — | 全工事に適用(試行) | 95.0% |
| 三浦市 | 66.7% | 未定 | 90.0% |
| 横須賀市 | 85% | 未定 | 85.7% |

入札・談合ホットラインまとめ

(98年12月5日実施)

99・5・12

日弁連 消費者問題対策委員会

第1、まとめ一政官業癒着と指名権の乱用が談合を蔓延させている

昨年引き続き、全国一斉の入札談合ホットラインを実施した。参加した弁護士会は19会であった。全部で85件の電話情報が寄せられた。昨年は16弁護士会の参加で138件の情報が寄せられたのに比べると情報数は六割近くに減少した。しかし、寄せられた情報は貴重なものが多く、成果をあげることが出来た。

建設関係者による情報が44件で、自治体関係者は1件にすぎなかった。その他が40件であったが、公共事業以外の物品購入関係者の情報もかなりあった。従って、単なる噂による情報は少なく、入札業者又はその周辺の方々からの経験に基づく情報がほとんどで、信頼性の高いものであった。9割以上は談合が行われているとの情報であり、5割以上は「談合に加わらなければ指名を外される一6業者」「指名が不公正一30業者」「予定価格を教えてくれる一16業者」「自治体担当者は、談合が分かっても見て見ぬふりをしている」「役所が談合を仕切っている」など、発注自治体と議員が談合に関与していることを訴えるものであった。そして、談合することにより、落札価格は20%以上あがると答えた業者は18業者中17業者あった。

建設業者らが電話で訴えてきた情報は次の通りである。

- ①発注自治体職員は、天下りがある建設会社を多く指名したり、天下りや議員を通じ、または、直接業者に発注予定工事や予定価格情報を漏らしたり、指名に入れたりして、談合に協力している。
- ②自治体職員は議員や建設業協会などと連絡を取りあい、談合をしない業者を指名からはずすなどして、談合に加わらざるを得なくしている。
- ③首長や職員と仲良くすると指名する。
- ④天下りや議員が、自治体職員と建設業者との間に入り、談合の大きな役割を果たしている。
- ⑤設計事務所が設計をゼネコンやメーカーに無料で設計をしてもらい、本命を決める。
- ⑥多くの発注自治体は、入札前に指名業者の公表しており、公表しない場合でも工事現場に近い業者だけを指名するなど、入札参加業者の予想は容易であり、談合をし易い指名を行っている。

⑦現場説明会は談合する機会を作っている。

第2、集約結果一項目ごと

1、役所が談合に何らかの関与をしている。

①静岡県弁護士会

- ・市の職員と業者の癒着—職員の飲食代を業者が支払うなど。
- ・市に反旗をひるがえすと市の仕事が貰えない。
- ・S市市長の息が掛かった業者が落札する。
- ・指名が不公正。
- ・予定価格を大体教えてくれる。

②長野県弁護士会

- ・談合破りをすると指名から外される。
- ・予定価格を教えてくれる。
- ・指名は不公正

③名古屋弁護士会

- ・公務員が建設業協会に天下りしており、結託している。
- ・予定価格を教えてくれる
- ・役所は見て見ぬ振りをしており、不公正

④広島弁護士会

- ・談合に加わらないと指名が少ない。
- ・市の担当者が1業者に落札させるようにしている。

⑤沖縄弁護士会

- ・談合をしなくなったら、指名から外された。

2、談合により落札金額が高くなる割合

- ・10ないし15%と答えた業者—1業者
- ・20%と答えた業者—8業者
- ・25%と答えた業者—2業者
- ・30%以上と答えた業者—3業者
- ・40%と答えた業者—2業者
- ・50%と答えた業者—2業者

3、予定価格を教えてくれるかどうか。

- ①そのものを教えてくれる—6業者—長野、名古屋、宮崎、長崎など
- ②大体教えてくれる—10業者—東京、静岡、京都、広島、長崎
- ③教えてくれない—12業者—長野、名古屋、長崎

4、自治体の指名は公正か。

- ①指名が不公正—30業者

- ・市長、職員と関係がある業者がよく指名される（静岡県）。
- ・地元業者優先で、技術がなくても指名を受ける（東京都）。
- ・政治家が介入する（東京都）
- ・公務員OBを採用することにより、指名が多くなる（東京都）。
- ・偏りがある（長野県）。
- ・公務員は皆天下りを考えているから（名古屋）。
- ・土木事務所長の裁量で決めている（福井）。
- ・入札業者が事前に分かること自体おかしい（広島）。
- ・談合に加わらないと指名されない（広島）。
- ・建設協会に入っていないと指名されない（山口）。
- ・市長と議員が組んでいる（長崎）。
- ・議員が関与している（長崎）。
- ・指名業者を増やし公平に参加させるべきである（徳島）
- ・協会に入らないものは極端に冷遇される。協会に入るためには協会員全員の同意がいる（徳島）。
- ・県と力のある業者と癒着している。－N社は管理技術者がいないペーパーカンパニーであるが、Aランクで県でも落札額は12位である（徳島）。

②指名は公正－2業者

- ・規則に従って指名している。

5、談合をなくす方策に関する意見

- ・指名競争入札をなくし、一般競争入札にする。
- ・誰が入札するか分からないようにする。
- ・発注時点で業者を絞らず、抽選で入札業者を絞る。
- ・最低制限価格をなくす。
- ・見積書や積算の根拠をチェックする。
- ・予定価格を適正にする（高すぎる）。
- ・業者の道德教育
- ・あっせん収賄罪など罰則強化
- ・コンサルタントが姿勢を改める。
- ・建設設計は無用
- ・書類を取りに行った際どの業者が入札するかが分かってしまうので、書類は郵送して欲しい。
- ・担当者が市会議員に入札情報を教えるのをやめるべきである。
- ・談合を強要する暴力団を排除する。
- ・入札直後に入札額を公表する。

- ・個別見積もりにすべき（中部国際空港のように）
- ・くじ引きにすべき
- ・JV制度はやめるべきである

| | 弁護士 会名 | 総件 数 | 建設関係 者 | 自治体関係 者 | そ の 他 | 公共工事 | 物品購入 | その 他 |
|----|-----------|---------|-----------|------------|-------------|------|------|---------|
| 1 | 東京三会 | 13 | 5 | 1 | 7 | 9 | 0 | 4 |
| 2 | 群馬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 静岡県 | 8 | 5 | 0 | 3 | 8 | 0 | 0 |
| 4 | 長野県 | 12 | 6 | 0 | 6 | 7 | 2 | 3 |
| 5 | 京都 | 3 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 6 | 和歌山県 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 7 | 名古屋 | 10 | 5 | 0 | 5 | 4 | 5 | 2 |
| 8 | 三重 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 | 岐阜県 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 10 | 福井 | 4 | 2 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 11 | 広島 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 12 | 山口県 | 9 | 4 | 0 | 5 | 6 | 2 | 1 |
| 13 | 長崎県 | 5 | 4 | 0 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| 14 | 宮崎県 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 15 | 沖縄 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 16 | 山形県 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 17 | 徳島 | 9 | 5 | 0 | 4 | 6 | 2 | 1 |
| | 合計 | 85 | 45 | 1 | 39 | 59 | 13 | 13 |

第3、談合・入札ホットラインの実施結果分析

97年度および98年度実施の談合・入札ホットラインに寄せられた情報をまとめると、多くの自治体で談合が蔓延し、談合を防止できないのは、次のような実態が原因であると推定される。

首長や議員は、自らの選挙のために、票と政治献金を求めて、建設業者のために発注予定工事、予定価格などの情報を職員から聞き出して、建設業者に提供し、さらに進んで、特定業者の指名を自治体職員に指示または依頼したり、天の声により本命を決定するなどして談合に深く関与している。自治体職員は、天下りや接待の利益を得るために、建設業者に予定価格を教えたり、ほのめかしたり、指名に入れ

たりして、談合に加わらない業者を指名から外したりして、議員や建設業協会や業者と癒着している。したがって、多くの自治体は談合をなくす抜本的対策をとらない。建設業者は談合することにより20%以上も高く落札できるので談合する動機は大きく、仮に特定の業者が談合をやめようと考えても談合から抜けると村八分になり、指名から外されるなどの不利益を受けるため、談合から抜けるのは極めて困難な状態となっている。自治体の指名権の乱用が談合体制を強化していると推定される。

建設省経入企第2号
自治行第3号
平成12年2月1日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続
及びその運用の更なる改善の推進について

建設省及び自治省においては、平成5年12月21日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成5年12月24日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、「地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果」（以下「実態調査」という。）をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところです。

また、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」及び平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を踏まえ、平成10年4月1日付けで「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」を通知し、更なる改善を要請したところであります。

平成11年度の「実態調査」の結果（別添参照）によると、全般的には改善に進捗が見られるものの、市町村を中心に、改善の趣旨の徹底が不十分な事項も見受けられるところであります。

各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を更に推進するとともに、貴都道府県内の市町村においても、より一層の改善が進むよう、本通知の趣旨の十分な周知をお願いします。

記

1 適切な入札方式の採用

入札方式については、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用すること。

この場合、一般競争入札は、透明性、競争性が高い反面、不良・不適格業者の混入する可能性が大きいこと、また資格審査等の事務量が増大すること等のデメリットも指摘されていることから、個々の入札ごとに適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続の実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。また、その採用が困難な場合においても、公募型指名競争入札等の透明性・競争性の高い入札方式の採用を検討すること。

なお、一般競争入札については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び政令指定都市の1,500万SDR（平成11年度における邦貨換算額：24億3千万円、平成12年度及び平成13年度における邦貨換算額：25億円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところである。その運用に当たっては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進し、工事の大型化を通じた一般競争方式の実質的な対象工事の拡大を図ること。

2 多様な入札・契約方式の導入

民間において固有の技術を有する工事等を対象として、個別・具体の民間の技術力を一層広く活用することにより、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入を推進すること。

また、平成11年2月に地方自治法施行令が改正され、価格以外の要素も考慮して落札者を決定する総合評価方式が認められることとなったので、工事の態様を勘案しつつ、その採用について検討すること。

なお、技術提案についての審査や価格以外の要素を含む総合評価に対する信頼性の確保が重要であるので、審査体制の整備や審査結果の理由説明等手続の透明性の確保に留意すること。

3 入札手続の透明性及び公平性の確保

明確な指名基準及びそれを具体的に補完する運用基準並びに指名停止基準の策定・公表、発注標準等の公表は、入札手続における透明性及び公平性を確保するための基本的事項であり、これらについて未実施の団体については、早急に策定・公表を行うこと。

4 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観

点からは、最低制限価格制度よりも望ましい制度であるので、審査体制の整備等の条件整備を進め、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行していくこと。

この場合、調査基準価格の設定、基準価格を下回る入札に対する調査、監督・検査体制の強化等の手続の流れやこれらの具体的内容等についてのマニュアルを作成するなど透明性・公正性の確保に努めること。

また、低入札価格調査を実施した工事については、その結果を公表すること。

5 等級制の運用

競争性を一層高める観点から、発注する工事の技術的難易度等に応じて、当該工事の規模に対応する等級に格付けされた建設業者以外の建設業者の指名を推進すること。

6 等級の公表等

企業評価向上のためのインセンティブを付与する観点から、当該建設業者本人に対し、客観点数、主観点数及び等級を通知すること。

また、手続の透明性の一層の向上を図る観点から、等級の公表を行うこと。

7 談合情報マニュアルの策定

談合情報については、その内容の信憑性、入札までの時間的余裕の有無等が区々であり、一律の対応をとることは困難であるが、発注者においては、公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについてマニュアル化し、その内容を公表することを検討すること。

8 予定価格の事後公表

不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表を行うこと。また、その積算内訳についてあわせて公表することについても検討すること。

9 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行

公共工事の履行保証については、工事完成保証人制度の廃止についてかなりの改善が見られるところであるが、未だ金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系をとっていない団体については、早急に必要な措置をとること。

なお、履行保証措置を免除する（いわゆる無保証とする）ことについては、請負者が債務不履行に陥る可能性や債務不履行時の影響等を勘案し、慎重に検討すること。

10 不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除

不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除を徹底するため、平成10年12月25日付け通知「不良不適格業者対策について」を踏まえ、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等による施工体制の確認、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反している建設業者に対する厳正な対応等を図ること。

また、発注者支援データベースの基礎データとなる工事实績情報サービス（CORINS）への登録義務付けを進めることの重要性に留意すること。

1.1 発注体制の強化

発注体制の強化のため、建設技術センター等の整備・充実とその活用、建設コンサルタント、設計者等民間の技術者を有する組織の活用、発注者支援データベース・システムの活用等を図ること。

1.2 監査の徹底

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）等の手続の透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用する等、監査委員による監査の徹底を図ること。

1.3 市町村における改善の支援

市町村における入札・契約手続及びその運用の更なる改善については、市町村の実情を十分把握した上で、通知による周知のみならず、都道府県公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、更なる取り組みを促すことはもちろんのこと、都道府県の改善についての情報提供等きめ細かい支援を積極的に行うこと。

公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律案（骨子）

平成12年10月12日
建設省

1. 目的

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

2. 入札・契約適正化の基本となるべき事項

- 公共工事の入札・契約は、次の事項を基本とし、適正化を図るものとする。
 - ・ 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
 - ・ 入札・契約参加者の公正な競争の促進
 - ・ 不正行為の排除の徹底
 - ・ 公共工事の適正な施工の確保

3. すべての発注者に対する義務付け措置

- (1) 毎年度の発注見通しの公表
 - 発注者は、毎年度、発注見通し（発注工事名、入札時期等）を公表しなければならない。
- (2) 入札・契約に係る情報の公表
 - 発注者は、入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等）及び契約の内容（契約の相手方、契約金額等）を公表しなければならない。
- (3) 不正行為等に対する措置
 - 発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会に対し通知しなければならない。
 - 発注者は、一括下請負等があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知しなければならない。
- (4) 施工体制の適正化
 - 一括下請負（丸投げ）は全面的に禁止する。
 - 受注者は、発注者に対し施工体制台帳を提出しなければならないものとし、発注者は施工体制の状況を点検しなければならない。

4. 適正化指針

(1) 指針の閣議決定

- 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、関係省庁に協議し、指針の閣議決定を求めるものとする。また、国土交通大臣は、あらかじめ中央建設業審議会の意見を聴取することとする。

(2) 指針の内容

- 指針においては、入札・契約適正化の基本となるべき事項に従って、次の事項を定めるものとする。
 - ・ 入札・契約の過程等について、学識経験者等の意見を反映させる方策に関すること
 - ・ 苦情処理の方策に関すること
 - ・ 入札・契約の方法の改善に関すること
 - ・ 工事の施工状況の評価に関すること
 - ・ その他入札・契約の適正化のための必要な措置に関すること

(3) 発注者の責務

- 発注者は、指針に基づき入札・契約の適正化を推進するものとする。

(4) 指針のフォローアップ

- 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、発注者による措置状況を把握・公表するとともに、特に必要のあるときは改善の要請を行うものとする。

5. 国による情報の収集、提供等

- 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、入札・契約の適正化の促進に資する情報の収集、提供等に努めるものとする。
- 国、特殊法人等及び地方公共団体は、その職員に対し、関係法令、施工技術に関する知識の習得等に努めるものとする。
- 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者に対し、関係法令に関する知識の普及等に努めるものとする。

6. 施行

- 3ヶ月以内に政令で定める日から施行し、平成13年度の入札・契約から適用することとする。

閣議決定予定日

平成12年10月13日（金） 大蔵省及び自治省と共同請議

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十二年十一月八日

衆議院建設委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 一般競争入札については、審査体制の整備等を図りつつ適正に実施するとともに、指名競争入札についても、指名基準の公表や受注者の意向を踏まえた指名を行う公募型指名競争入札の活用等により、その透明性の一層の向上に努めること。
- 二 不正行為の再発を厳に防止するため、公共工事の発注者による厳重かつ再発防止につながる観点からの指名停止措置、建設業許可行政庁による監督処分を厳重に行い、談合、贈収賄等の不正行為の排除を徹底すること。
- 三 公共工事の入札及び契約に関し、不良不適格業者の参入を排除し、あわせて談合等の不正行為やダンピングの防止を図る観点から、発注者は、入札に参加する者に対し、対象となる工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。
また、談合が明らかになった場合には、発注者による損害賠償請求の適切な運用を図ること。
- 四 不良業者の排除、技術と経営に優れた企業の普及を図るため、ISO取得を資格審査の際に活用する等企業の品質管理システムを促進すること。
- 五 建設業を取り巻く厳しい経営環境にかんがみ、地域の雇用と経済を支える中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、ガイドラインの活用等によりJV制度の適切な運用を図ること。
また、適正な施工体制の確保の観点から、施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の関係の適正化に努めること。
- 六 入札及び契約についての第三者による監視や苦情処理を適切に行うため、公共工事の発注量や執行体制に応じ、既存の組織の活用を含め、第三者機関の効率的な設置運営を図ること。
- 七 入札予定価格については、支障がない限り、少なくとも事後公表を行うよう努めるとともに、地方公共団体においては、事前公表を行える旨を明確にすること。
- 八 規模の小さい市町村については、その実情に配慮し、入札及び契約の適正化のための取組みが適切に行われるよう執行体制の確保等について必要な助言等に努めること。
- 九 いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するため、その的確な排除を行い、公共工事の品質の確保を図ること。
- 十 入札及び契約に係る事務の簡素化・効率化を進めるため、公共工事の入札及び契約のIT化を促進するよう努めること。

右決議する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十二年十一月十六日
参議院国土・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、国民の負担による公共工事の受注者の選定に関し、国民の疑惑を招かぬよう努め、談合、贈収賄等の不正行為の根絶に向けて、厳重な監督処分、指名停止の運用基準の見直し等を行うこと。
- 二、一般競争入札における審査体制の整備、指名競争入札における指名基準の公表等公共工事の入札及び契約制度について更なる改善を推進すること。
- 三、入札予定価格の公表の在り方については、今後の検討課題とし、少なくとも事後公表を行うよう努め、地方公共団体においては事前公表を行える旨を明確にする。
- 四、発注者は、入札参加者に対し、対象工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。
- 五、公共工事の入札及び契約に関して監視や苦情処理等を行う第三者機関については、実効を伴った効果的な活動がなされるよう努めること。
- 六、不良業者を排除する一方で、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条

件の確保が適切に行われるよう努めること。

- 七、施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の契約関係の適正化・透明化に努めること。
- 八、いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するので的確に排除し、公共工事の品質の確保を図ること。
- 九、公共工事の入札及び契約全般について事務の簡素化・効率化及び競争性・透明性の一層の確保等を図る観点から、IT化を促進するよう努めること。
- 十、公共工事の入札及び契約制度の改善を進めるに当たっては、公共工事の大宗を占める地方公共団体における改善の徹底を図るとともに、規模の小さい市町村等に関しては、その実情を勘案して、執行体制の確保を図るための必要な助言を行うなど、適切な支援措置を講ずること。

右決議する。